

ショートステイ『悠ゆう』料金表

2024.4.1改定版

- 名称 : ショートステイ『悠ゆう』
- 連絡先 : 〒370-0036 高崎市南大類町1210 TEL 027(353)0002 / FAX 027(353)0399
- 事業所番号 : 1070201775
- ご利用定員 : 60名内の空床数
- 算定項目 : 併設型ユニット型(予防)短期入所生活介護費 <ユニット型個室>

1. 併設型ユニット型(予防)短期入所生活介護サービス費(基本単位・加算単位)※所得により負担割合が異なります
(1日当たり:1単位10,33円で換算)

要介護区分	予防1	予防2	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5	
介護保険の日単位	529	656	704	772	847	918	987	
連続31日を超える場合	503	623	長期利用者提供減算 -30					
連続61日を超える場合			670	740	815	886	955	
サービス提供体制強化加算Ⅰ/日	22							
サービス提供体制強化加算Ⅱ/日	18							
サービス提供体制強化加算Ⅲ/日	6							
生活機能向上連携加算Ⅰ/月	100※3月に1回を限度							
生活機能向上連携加算Ⅱ/月	200※個別機能訓練加算を算定している場合は100(1月につき)							
機能訓練体制加算/日	12							
個別機能訓練加算/日	56							
看護体制加算Ⅰ/日	加算なし		4					
看護体制加算Ⅱ/日			8					
夜勤職員配置加算Ⅱ/日			18					
夜勤職員配置加算Ⅳ/日			20					
※介護送迎加算(片道)/回	184							
看取り連携体制加算	64(1日につき)死亡日及び死亡日以前30日以下に限り							
口腔連携強化加算	50(1月につき)							
在宅中重度者受入加算Ⅰ	421							
在宅中重度者受入加算Ⅱ	417							
在宅中重度者受入加算Ⅲ	413							
在宅中重度者受入加算Ⅳ	425							
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200(7日間を限度)							
緊急短期入所受入加算/日	90(7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)							
療養食加算/回	8							
認知症専門ケア加算Ⅰ	3							
認知症専門ケア加算Ⅱ	4							
医療連携強化加算	58							
長期利用者提供減算※連続31日目から60日目まで	-30							
若年性認知症利用者受入加算	120							
●介護職員処遇改善加算Ⅰ/月	所定単位×83/1000 単位(2024年5月まで)							
●介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ/月	所定単位×27/1000 単位(2024年5月まで)							
●介護職員等ベースアップ等支援加算/月	所定単位×16/1000 単位(2024年5月まで)							
●介護職員等処遇改善加算Ⅰ/月	所定単位×140/1000 単位(2024年6月から)							
●介護職員等処遇改善加算Ⅱ/月	所定単位×136/1000 単位(2024年6月から)							
●介護職員等処遇改善加算Ⅲ/月	所定単位×113/1000 単位(2024年6月から)							
●介護職員等処遇改善加算Ⅳ/月	所定単位×90/1000 単位(2024年6月から)							

注1:※印は、ご利用された方場合のみ加算されます。 注2:●印は、ご利用されたサービス費により変動がございます。

2. 食費・居住費

区分	基準額	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
	(第4段階)	第3段階②※2	第3段階①※2	第2段階	第1段階
食費(個室)	2,050円※1	1,300円※2	1,000円※2	600円※2	300円
居住費(個室)	2,006円※2024年7月31日まで 2,066円※2024年8月1日より	1,310円	1,310円	820円	820円

3. その他の費用

料金の種類	金額
特別な食事の費用	行事食 通常の食費との差額
	選択食 100円/月
	その他の嗜好品 実費
	おやつピュッフェ・プレート 実費
特別な居室の費用	30円/日(1階2部屋 トイレ・納戸付)
理美容費	施設内掲示の料金表参照
個人的に持ち込まれる 家電製品の電気料金	1機種 10円/日
	2機種以上 20円/日
教養娯楽費	実費相当額

※1一食単価内訳…朝:650円、昼:750円、夕:650円

※2令和3年8月1日より要件変更

◆ご希望によりご自宅と施設間の送迎を行ないます。但し、通常の事業の実施地域内のご利用が原則とさせていただきます。(土・日・祝日を除く)通常の実施地域外の場合はご相談下さい。(交通費実費をご負担頂く場合もございます。)
◆通常の事業の実施地域・・・高崎市(旧倉渕村、箕郷町、新町、群馬町を除く)及び前橋市南部の一部地域(川曲町、上新田町、下新田町、青葉町、大根町)